

【東京地裁民事第21部 お知らせ（令和2年5月18日現在）】

東京地裁民事第21部（民事執行センター）の緊急事態宣言の対象期間中の事務等は、下記のとおりとさせていただきます。ご理解ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

記

（不動産関係）

- 1 申立ての受付はいたします。また、強制競売の開始決定など特に緊急性のある事務は引き続き行いますが、それ以外の事務は処理を停止しています。
- 2 予定していた、次の期間入札は実施いたしません。
 - ① 4月9日から同月16日まで
 - ② 5月7日から同月14日まで
 - ③ 5月21日から同月28日まで
 - ④ 6月4日から同月11日まで
 - ⑤ 6月18日から同月25日まで
- 3 4月20日以降に指定されていた不動産配当期日・弁済金交付日は全て取り消しました。新たな期日等は、後日お知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

（債権関係）

- 1 申立ての受付はいたします。また、債権差押命令の発令など特に緊急性のある事務は引き続き行いますが、それ以外の事務は処理を停止しています。
- 2 4月17日以降に指定されていた債権配当期日・弁済金交付日は、定期金（養育費、婚姻費用等の扶養義務に係るもの）を除き全て取り消しました。新たな期日等は、後日お知らせいたしますので、しばらくお待ちください。

（財産開示、第三者からの情報取得関係）

- 1 申立ての受付はいたします。特に緊急性のあるもの（養育費、婚姻費用等の扶養義務に係る債権に基づくものなど）については、その後の事務を行いますが、それ以外の事務は処理を停止しています。
- 2 既に指定されていた財産開示期日は、全て取り消しました。新たな期日等は、後日お知らせいたしますので、しばらくお待ちください。 以上